

さがみはらパートナーシップ推進指針

～協働する市民社会をめざして～

平成15年2月

相模原市

目 次

1	背景	1
2	定義	1
3	現状と課題	2～3
	(1) 地域コミュニティー活動の現状と課題	
	(2) NPO、大学、企業などによる地域活動の現状と課題	
	(3) 市政運営に対する市民参加の現状と課題	
4	目標	4
5	基本方針	4～5
	(1) パートナーシップの原則	
	(2) 市の責務	
	(3) 市民の責務	
	(4) 公共サービスの担い手	
	(5) 市政運営への市民参加の拡充	
	(6) 実践の積み重ねによるパートナーシップの構築	
	(7) ルール化による基盤の整備	
	(8) 都市内分権の推進	
6	施策の基本的な方向と推進方策	6～9
	(1) パートナーシップ意識の普及、啓発	
	(2) 市政への市民参加の拡充	
	(3) 市民活動を推進するための環境づくり	
	(4) 先駆的な取り組みによるパートナーシップの推進	
	(5) パートナーシップを推進するための基盤整備	
7	推進にあたって	9
8	資料（パートナーシップ実践モデル事業一覧）	10
	用語解説	13
	さがみはらパートナーシップ推進指針策定事業の概要	16

1 背景

21世紀を迎えたわが国の社会経済情勢は、成熟化の時期を迎えており、今後は、大幅な経済成長が見込めない景気状況に加え、2006年には、総人口がピークを迎え、急速な高齢化を伴う人口減少社会の到来が予測されます。こうした状況を踏まえ、地方自治体においても新たな社会や経済の動きに対応し、持続的発展が可能な地域社会の実現に向けた、まちづくりや市政運営が必要となります。

一方、個人の生き方も横並びから、それぞれの価値にあわせた個性的な選択に移行するなど、画一から多様なライフスタイルへと変化する中、平成10年12月の*「特定非営利活動促進法」の施行を契機に、市民自らが、福祉や教育、環境など身近な社会の課題を自らのことと受け止め、その解決に向け、自主的な活動を展開するなど、自発的な意思に基づいた市民活動が活発化しております。

また、平成12年4月のいわゆる地方分権推進一括法^{*}の施行以降、全国的に地方分権への取り組みが進む中、本市は、自主的、自立的なまちづくりを一層進めるため、60万都市にふさわしい都市機能や自己決定権の拡充をめざし、平成15年4月に中核市に移行します。分権は国と自治体といった関係にとどまらず市民と行政との関係を問い直すものであり、分権の目的は、市民への分権を進め、市民自治の範囲を拡充し、市民の自己決定権を確保することにあります。

今後、持続的発展が可能な市民社会を創るためには、市民が市民自治を基本に、市民自ら考え、共に行動し、参加する新しいまちづくりに取り組む必要があります。

2 定義

この指針における用語の定義は、次のとおりです。

- 「市民」とは、個人や地域団体、NPO、企業などこれからの相模原のまちづくりを担う可能性をもつ全ての主体のことです。
- 「市民活動」とは、より豊かでゆとりのある地域社会の形成をめざし、市民が自発的、積極的に公共の役割を果たそうとする活動のことです。
- 「市」（「自治体」と同義）とは、市民を構成員として、市民の信託に基づいて自治権を行使する団体のことです。
- 「パートナーシップ」とは、同じ目的に向かって、役割分担をしながら協働を進めることです。

パートナーシップの結びつきについては、市民（個人）と行政、市民（大学）と市民（企業）、市民（地域団体）と市民（NPO）など、様々な形態があります。

3 現状と課題

(1) 地域コミュニティ活動の現状と課題

本市における地域活動は、自治会をはじめとする各種団体や公民館を中心とした活動グループなどにより、積極的に展開されてきました。特に自治会は、防災や防犯、地域環境の向上に取り組むとともに、街区公園や児童館の管理運営を行うなど、地域の暮らしを支える担い手として役割を果たしてきましたが、最近では、新規転入者や単身世帯など加入しない市民が増えており、これから直面する課題に対して、地域として有効な解決策を自主的に見出すためには、自治会の活性化が一層求められます。

また、23か所の公民館を中心に生涯学習活動が盛んに行われてきましたが、今後、更に地域課題の解決やまちづくりを支援する観点から、学習機会の提供などに取り組む必要があります。

さらに、地域では、環境や国際交流、まちづくりなど、共通の目的のために、団体やグループの枠を超えて、連携、協力する活動が試みられています。多様化する市民ニーズを踏まえたまちづくりを進めるためには、既存の市民組織とNPOなど団体間の連携、子どもや高齢者、障害者、勤労者、商業者、学生、外国籍の人など様々な人々の交流により、日常生活の中で横につながることが重要であり、そのための仕組みづくりが課題です。

一方、分権の時代に入り、地域の特性に応じた行政サービスを効率的に提供するとともに、自主的なまちづくりを支援するためには、地域の行政体制の拡充・強化の観点から、出張所の機能を見直すとともに、総合行政センターの設置等の検討など、行政システムを改革する必要があります。

(2) NPO、大学、企業などによる地域活動の現状と課題

本市における市民活動団体の活動状況の中では、活動資金が不足している、構成員が少数で活動が広げにくい、会議や作業場所の確保が難しい、活動を進めるための相談者や協力者が得にくいことなどが課題であり、また、それぞれの団体が独自の活動を進めることが多く、ネットワークが形成されていないことが問題となっています。このため、昨年、開設した^{*}市民活動サポートセンターのように、団体間での交流やネットワークづくりを支援し、行政や民間企業との間に入って関係づくりを行う中間支援的な組織や機能が重要な役割を果たします。

こうした市民活動に対する市の関わりは、これまで部分的なものにとどまっており、市の縦割りにより、ボランティアやNPOなどの団体が個別、部分的に市と関係を持ってきた状況があります。このことは、NPO等の活動への市民の参加や人材発掘、ネットワークづくりなどに支障をきたし、NPO等の活動を進めるといった目標にとって大きな障害となっています。

また、一部には、NPO団体を安易な委託先、あるいは市と対立するも

の見える行政職員の意識や態度があるため、組織の意識改革、個々の職員の意識改革に真剣に取り組む必要があります。さらには、NPO法人に対する寄付の環境が未整備なわが国においては、事業の委託や運営に対する助成など、市の積極的な支援が課題です。

企業、大学についても、市民のひとりとして、主役として、まちづくりに積極的に取り組むことが期待されます。生涯学習への欲求が急速に高まり、リカレント教育への要請が強まっている中、大学は新たな市民文化や地域社会の形成に向け、知的資産を提供するとともに、企業は地元を向け、市民社会の一員として、人材などの資源を最大限に活用し、積極的に行動することが求められます。

また、商工会議所や社会福祉協議会など、いままで市と密接に連携をしながら、活動を展開してきた全市レベルの既存団体も、公共サービスを市民が担うという時代の中で、新たな役割を果たすことが求められます。

(3) 市政運営に対する市民参加の現状と課題

市では、企画・立案段階において、市民アンケートや市民提案である「私の提案」、市政モニター制度、市政懇談会、各種の審議会・懇談会への公募委員の登用等の市民参加手法が導入されておりますが、それぞれ参加者及び応募者の数が少ないこと、開催日が平日の昼間が多いなど参加機会も限られていることなどが課題です。

また、実施・管理段階においては、街区公園やふれあい広場の管理を地域の自治会等に委託するなどの例もありますが、全体では、市民参加や協働による事業数はごく少なく、この段階における市民参加を充実するためには、新たにルールをつくるなど、多くの工夫が必要です。

さらに、評価段階での参加は陳情、請願、あるいは市政懇談会、世論調査、市政モニターなどを通じて行われていますが、一層の市民参加を進めるためには、行政評価制度における積極的で公開型の仕組みが必要です。

一方、市民参加をもっと活発に推進するためには、市政情報の提供が重要です。単に型どおりの情報提供だけでなく、市民が考え、行動できるよう、わかりやすく、しかもそれが問題提起型であることなど一層の創意工夫が必要になります。また、提供方法についても、ITなど新しい手法を活用するとともに、現在行われている*「まちかど講座」のように行政職員が直接、市民と接して情報を伝える機会の充実が重要です。

なお、市は、市民の意見に対して、説明責任を適切に果たすことが求められるため、全庁的なルール化に取り組むとともに、条例制定など、多彩な市民参加を保障する制度の創設が課題です。

4 目 標

*「自己決定・自己責任の原則」を基本とし、市民相互が各々を認め合い、各々の責任を果たしながら、協力、連携、補完し合うなど、パートナーシップを構築することにより、皆で担う市民社会の実現をめざします。

5 基本方針

(1) パートナーシップの原則

皆で担う市民社会を創造するため、次のパートナーシップの原則により行動します。

① 自立の原則

まちづくりをする様々な主体は、お互いに依存することなく、自立して自主的に行動します。

② 対等の原則

パートナーシップにより地域課題を解決するためには、まちづくりをする様々な主体が対等な関係に立ちます。

③ 相互理解の原則

相手の特質を十分に尊重し、また、相手との違いを認め合い、それぞれに長所、短所を理解し、役割を果たします。

④ 役割合意の原則

パートナーシップにおける役割分担については、適切な機会が提供され、相互の合意により決定します。

⑤ 目標共有の原則

パートナーシップによるまちづくりを進めるためには、その目標を明確にし、お互いに共有し、理解することが前提となります。

⑥ 公開の原則

パートナーシップの関係については、常に相互の関係を公表して、透明性を確保するなど、開かれたものとします。

⑦ 説明責任の原則

まちづくりをする様々な主体は、期待された業績について説明責任を果たします。

(2) 市の責務

パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市は、専門性を高め必要な施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

(3) 市民の責務

市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、公共サービスの水準と費用負担のバランスを自らに問うとともに、地域活動や社会貢献活動に取り組むなど、パートナーシップによるまちづくりへの積極的な参加に努めます。

(4) 公共サービスの担い手

皆で担う市民社会において、市は役割を明確にし、効果的で質の高い公共サービスを提供します。市民もまた、地域社会の一員として公共サービスの担い手となり、主体的に課題解決に取り組むなど、自主的な活動を進めます。

(5) 市政運営への市民参加の拡充

市政運営において、計画、実施、評価の段階などの場面で、より多くの市民が市政に参加できるよう、新たな仕組みづくりや手法の導入など、市民参加の拡充に取り組みます。

(6) 実践の積み重ねによるパートナーシップの構築

パートナーシップの原則や手法を理解し、自らのものとすることができるよう、様々な機会を捉え、実践を通じた体験の積み重ねに取り組みます。

(7) ルール化による基盤の整備

パートナーシップによるまちづくりを揺ぎないものとするため、パートナーシップに関わる仕組みや方法についてルール化を図るとともに、推進体制の整備など環境づくりに努めます。

(8) 都市内分権の推進

市民の自主的なまちづくりを活発化するため、計画や実施、評価などが可能な限り市民の身近なところで行われるシステムを構築するとともに、市民相互が協働して、主体的に課題解決に取り組める仕組みづくりに努めます。

6 施策の基本的な方向と推進方策

皆で担う市民社会の実現を図るため、市民も公共のサービスの担い手として改めて位置付けた上で、市は、パートナーシップの原則に基づいて、施策や事業の展開を進めるとともに、市民活動の支援に努めます。

(1) パートナーシップ意識の普及、啓発

市民や市職員がパートナーシップの原則や基本方針を理解し、それに基づき行動できるよう、地域、学校、企業、行政などあらゆる場でパートナーシップ意識の普及・啓発に取り組みます。

- 「パートナーシップ推進指針」を広く市民に周知するとともに、パートナーシップによるまちづくりについて、市民ひとり一人が実感し、理解できるよう、機会の充実や情報の提供に努めます。
- 地域団体との連携や公民館等の活用を図るなど、地域におけるパートナーシップ意識の普及・啓発に努めます。
- 学校教育において、パートナーシップ意識の醸成に努めます。
- 市民と市職員が協働して、合意形成やコミュニケーション技術などパートナーシップ手法についての研修や研究・開発に取り組みます。
- 市職員の質の向上を図るため、全ての階層の職員を対象に、パートナーシップの意義や原則、事業推進の方法などを習得できるよう、きめ細かい研修の実施に努めます。

(2) 市政への市民参加の拡充

市政情報について、市民にわかりやすく積極的に提供するとともに、既存制度の見直しや新たな手法により、政策形成から事業実施、評価段階まで、事業推進プロセスの全体を通して、市政への積極的な市民参加の拡充に取り組みます。

- 市民参加の基本となる広聴について、市政モニター制度や市政懇談会など既存制度を見直すとともに、インターネットの活用など新たな手法を取り入れ、幅広い市民意見の集約に努めます。
- 市政情報については、内容を市民にわかりやすくするため、テーマ設定を工夫し、問題提起型にするなど、創意工夫による積極的な提供に努めます。
- 審議会・懇談会等をより市民に身近なものとするため、公開を引き続き推進するとともに、*タウンミーティングなど幅広い市民意見を集約するための新たな手法の導入に努めます。
- 多くの市民に関わる事業や、企画立案から実施・管理まで事業推進

全体を市民が主体となって見通す事業については、*ワークショップ手法の導入など、より開かれた場や機会の拡充に努めます。

- 市政運営に関する行政の説明責任を果たすため、条例制定や計画策定など、市の基本的な政策の決定にあたっては、市民からの政策提言の反映に取り組むとともに、*パブリックコメント制度を導入し、公正で透明性のある市政の推進に努めます。
- 市民による行政評価や市民満足度調査の実施など市政の評価段階への市民参加の推進に努めます。
- 将来を見据えたまちづくりを市民とともに研究するための機関として、さがみはら都市みらい研究所を創設します。

(3) 市民活動を推進するための環境づくり

市民活動に関する情報の共有化を図るほか、人材育成や人的資源の活用を進めるとともに、活動場所の確保や財政的な支援、新たな仕組みの構築に努めるなど、市民の自主的な活動の推進に取り組みます。

- パートナーシップによるまちづくりに関する情報について、市民活動の実態や行政の状況を集約するとともに、市民誰もが必要な情報を収集できるよう、市民活動サポートセンターの情報収集・発信機能の充実に取り組みます。
- 自治体の現状や行政の専門的知識について、市民が必要に応じて学ぶことができるよう、公民館の学習活動やまちかど講座など、市民の学習の場や機会の拡充に努めます。
- パートナーシップに関するリーダーの養成など人材育成に取り組むとともに、専門家やワークショップ体験者を活用した人材バンクの創設など、人材活用の仕組みづくりに努めます。
- 企業、行政などにおけるボランティア休暇の活用や時差出勤の促進など、市民活動への参加のための環境づくりに努めます。
- 個性豊かな地域づくりを支援するため、出張所については、地域における新たな市民活動の拠点となるよう、現在の機能の見直しに努めます。
- パートナーシップによるまちづくりの主体である市民や大学、企業、NPO、行政などが交流、連携を促進するための拠点の整備に努めます。
- 効率性、公平性、将来性の観点から、パートナーシップに基づいた財政支出となるよう、市民活動に関する既存の補助金等を見直します。
- NPO法人の活動を支援するため、固定資産税や軽自動車税に対する減免など、市税に対する優遇制度の創設に取り組みます。

- 市民の創意と工夫にあふれる自主的なまちづくりを進めるため、個人、団体、企業など市民によるパートナーシップファンドの創設の支援に努めます。
- 市民ニーズをきめ細かく踏まえるとともに、ボランティアなど市民活動による施策の推進を図るため、NPO法人などが市事業へ参画する機会の拡大に努めます。
- 新たな価値の創造に向け、情報の収集や発信、人材の育成、コーディネート機能など、市民、大学、企業、NPO等様々な主体の連携・交流の強化に必要な仕組みづくりに努めます。
- 地域において、市民が連携して主体的に課題解決に取り組むことができるよう、協議の場の設置に努めます。
- 地域への関心や愛着、市民同士の交流を深めるため、市民が市と合意をし、身近な公共施設の管理を行うアダプト^{*}制度を導入します。
- 地域の暮らしの中で、直面する課題に対応するため、自治会活動の活性化を図るなど、地域活動の充実に努めます。

(4) 先駆的な取り組みによるパートナーシップの推進

パートナーシップの原則や手法を多くの人が理解し、実感できるよう、パートナーシップによる実践がより相応しい事業をモデル事業として位置付け、先駆的に取り組みます。

- 中期実施計画期間において、パートナーシップ手法の導入が早急に望まれる事業やその実践・検証がパートナーシップによるまちづくりの推進のために効果がある事業については、「パートナーシップ実践モデル事業」に指定をし、确实かつ着実に実施します。

(5) パートナーシップを推進するための基盤整備

制度やマニュアルづくりなど、パートナーシップに関わる仕組みや方法についてルール化を図るとともに、庁内分権の推進や行政体制の確立など、パートナーシップの基盤整備に努めます。

- パートナーシップの目標や理念、基本方針、市民参加の保障、市民活動の推進など、パートナーシップの基本を定める条例の制定に努めます。
- パートナーシップにより市民と自治体との関わりが一層重要となる中、行政の透明性、公正性を十分に確保し、政策目標の明確化などを行うため、要綱や規則の条例化に努めます。

- 福祉、環境、まちづくりなど多分野にわたる市民活動に対応できるよう、パートナーシップに関わる総合的・横断的な窓口の設置に努めます。
- 市民ニーズに適時的確に応え、パートナーシップによるまちづくりを一層進めるため、担当部局における政策の形成能力や遂行能力の充実を図るとともに、企画・立案から事業の決定・実施まで可能な限り市民の身近なところで行う行政システムの構築を検討するなど、庁内分権や都市内分権を推進します。

7 推進にあたって

皆で担う市民社会の創造に向け、「指針」の迅速かつ的確な運用を図るとともに、指針に基づく取り組みについて検証し、施策やルールを見直します。

このため、パートナーシップの推進に関する中心的な組織として、市民主体による「さがみはらパートナーシップ市民委員会」を設置するとともに、庁内組織を整備し、パートナーシップによるまちづくりの一層の推進に努めます。

8 資料(パートナーシップ実践モデル事業一覧)

【計画策定などへの新たな市民参加手法の積極的な活用】

	事業名	事業内容及びパートナーシップ手法	担当課
1	地域福祉計画策定事業	ワークショップ手法の導入と策定委員会によるタウンミーティングの実施など、幅広い市民参加に基づき地域福祉計画を策定する。	地域福祉課
2	街区公園の整備及び再整備事業	地域住民のワークショップによる計画や高校生のアイデアによる公園デザインを踏まえ、街区公園の整備等を図る。	公園課
3	交通需要マネジメントに関わる実施計画策定事業	交通需要マネジメント施策を実現化するため、市民や事業者、関係機関などによる幅広い参加とワークショップ手法の導入など開かれた手法により社会実験なども視野に入れた実施計画を策定する。	都市交通計画課
4	コミュニティーゾーン形成事業	バリアフリーに配慮した人にやさしいみちづくりを進めるため、地域住民によるワークショップを実施し、コミュニティーゾーン形成の基本方針を策定する。	土木計画課
5	道保川保全活用事業	道保川水辺空間等の今後の保全活用について、市民参加手法を活用して合意形成、実施を進める。	河川整備課 みどり対策課

【NPO法人をはじめとした市民活動団体への事業委託等の推進】

No.	事業名	事業内容及びパートナーシップ手法	担当課
6	男女共同参画推進センターの管理・運営委託事業	市民によるソレイユさがみの自主的、専門的な事業展開と施設管理について、NPO法人等への委託を推進する。	男女共同参画課
7	精神障害者地域生活支援センター設置・運営事業	精神障害者の地域生活をサポートする社会復帰施設を設置・運営するNPO法人等を支援する。	障害福祉課 保健予防課

【ボランティア・NPOと連携した事業推進や人材の育成】

No.	事業名	事業内容及びパートナーシップ手法	担当課
8	都市型観光の中心となる市民組織づくり事業	市民による都市型観光の実践を進めるとともに、観光振興の中心となる観光協会の法人化を支援する。	商業観光課
9	観光マイスター・観光ボランティアの育成・支援事業	都市型観光の楽しみ方を講習する人材やイベントに協力する人材の育成・支援に取り組む。	商業観光課
10	自然環境観察員制度の運営事業	市民ボランティアである自然環境観察員による身近な生きものなど自然環境の調査や学習会を実施する。	環境対策課
11	みどりのボランティア育成・支援事業	ボランティア活動による緑地保全や緑化活動の充実を図るため、講座や学習会の開催など、ボランティア団体・グループの育成・支援を進める。	みどり対策課
12	川のボランティア育成事業	市民が川とふれあう機会を持ち、水辺に親しむ環境づくりを図るため、各種講座を通じて、人材の発掘・育成やボランティア活動を推進する。	みどり対策課

13	ITを活用した都市型観光の受発信事業	市民団体や地元メディアと連携を図ってホームページを作成し、観光ガイドや施設等を紹介するとともに、市民から新しい観光についての情報を収集するなど、観光に関する情報の受発信を推進する。	商業観光課
14	学校支援ボランティア活動の推進事業	多様な教育活動や開かれた学校を推進するため、学校に関わるボランティアの育成や体制づくりに取り組むとともに、インターンシップ制度の導入を図る。	指導課
15	図書館モニター設置事業	市民ニーズを踏まえた効果的なサービスを提供するため、利用者からの意見や提案を収集するとともに、市民による自主的な活動を支援するなど、市民との協働による図書館運営を推進する。	相模大野図書館
16	みちの花壇推進事業	市民や事業者等の参加を得ながら季節の花で彩られた道路(みち)づくりを推進する。	土木計画課
17	文化財調査・普及事業	身近にある文化財の保存と活用を進めるため、郷土の自然や文化遺産に関心を持つ市民とのパートナーシップにより、(仮称)文化財調査・普及員の制度化を図る。	文化財保護室

【アダプト制度による事業の推進】

No.	事業名	事業内容及びパートナーシップ手法	担当課
18	街区公園・緑道の清掃事業	地域への愛着や関心、市民同士の交流を深めるため、市民が行政と合意をし、里親となって街区公園・緑道、緑地等、児童遊園、雨水調整池、道路の清掃など公共施設管理を行う。	公園課
19	緑地等の清掃事業		みどり対策課
20	児童遊園の清掃事業		子育て支援課
21	雨水調整池の清掃事業		下水道管理課
22	ポイ捨て禁止重点地区の清掃事業		ごみ減量推進課

【イベントなどにおける市民主導の企画・運営の推進】

No.	事業名	事業内容及びパートナーシップ手法	担当課
23	いきいきフォーラム	男女共同参画推進員の協力のもとに開催してきた「いきいきフォーラム」について、企画の段階から当日の運営まで主体的に実施することにより、市民と共に男女共同参画社会の実現をめざす。	男女共同参画課
24	市民平和のつどい	「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく、平和思想普及啓発を図ることを目的に、市主催で実施してきた「市民平和のつどい」を、市民が主体となった実行委員会を組織して実施する。	渉外課
25	市民まつり	企画段階から当日の管理・運営も含めて市民主導による市民のための市民まつりの実現を推進する。	商業観光課

【用語解説】

※特定非営利活動法人法

市民活動等の特定非営利活動を行うことを主たる目的とした団体に、所轄庁の認証によって簡便に法人格を与える法律。議員立法により平成10年3月に全会一致で成立し、同年12月施行。法人格付与の対象となる団体は、次に掲げる活動のいずれかを主たる目的とする団体で、政治活動や宗教活動については制約がある。所轄庁は事務所が一つの都道府県にある場合にはその知事、二つ以上の都道府県にまたがる場合には総理大臣（総務省）。

- ①保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑬情報化社会の発展を図る活動
- ⑭科学技術の振興を図る活動
- ⑮経済活動の活性化を図る活動
- ⑯職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑰消費者の保護を図る活動

※地方分権推進一括法

国の地方分権推進委員会の第4次にわたる勧告を受け、地方自治法、国家行政組織法をはじめ、全省庁にわたる475法律の改正を一括して行ったもので、正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。

これまで上下関係にあった国と自治体が対等・協力の関係におかれ、相互の対立については、国地方係争処理委員会—高等裁判所という仕組みの中で審理されることとなった。平成12年4月施行。

※NPOとNPO法人

NPOとは、Nonprofit Organization の略で、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などの、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織を指す。直訳は「非営利組織」となるが、政府の支配下にある組織は含まないことから、正確には「民間非営利組織」と訳すのがふさわしく、その基本的な性格は、民間性、非営利性、組織性に代表される。「民間性」とは、政府によるコントロールのないことを意味する。「非営利性」は必ずしも無償性を意味するものではなく、営利よりも社会的使命を優先し、有償の活動によって利益があがったとしても、その利益を社員（総会で議決権を持つ正会員）に配分しないことをいう。また、「組織性」とは、継続的の存続し、集団としての社会的な責任が担える性質（規約・代表者・運営体制）をいう。

NPO法人という場合は、NPO法によって認証された「特定非営利活動法人」を指し、広い意味でのNPOの一部である。

※市民活動サポートセンター

相模原市が平成14年10月、けやき会館内に開設した市民活動の拠点施設。ボランティア活動をはじめとした市民の自主的な非営利活動に対し、会議室の提供や情報の収集・提供、活動に関する相談などの支援を行う。

※リカレント教育

一度社会に出た者が学校に戻ることができるように組織された教育システム。再生教育、循環教育と訳されることもある。スウェーデンなどの有給教育休暇制度、アメリカの専門職従事者の再教育を行うコミュニティー・スクール、日本の社会人入学制や夜間大学院・昼夜開講制大学院などは、リカレント教育の理念に沿った取り組み。

※まちかど講座

地域活動の場などに市の職員を派遣し、それぞれの業務に関連した内容について説明等を行う制度。市民は希望する内容をメニューから選択して派遣を依頼する。市の説明責任を果たし、市民とのパートナーシップを築く取り組みとして位置づけられる。

※自己決定・自己責任の原則

地方分権の進展により、国と自治体との関係が対等・協力の関係に改められ、国の地方への関与が縮小されたことにより、自治体においては、これまでの国・県・市の縦割り型の画一的な行政システムから、地域社会の多様な個性を生かした分権型の行政システムの構築が進められている。このことは、各自治体の裁量

権と住民に対する責任の拡大をもたらすとともに、行政サービスの選択とそれに伴う負担については、これまで以上に地域住民の選択に委ねられるため、住民にも自己決定・自己責任の原則が求められることとなる。

※タウンミーティング

市民と政治家のインフォーマルな討論会のことを言うが、本来は住民参加による意志決定会議のこと。17世紀の北米で入植者たちが、厳しい自然環境のもとで地域居住者の生活を守るため、住民全員参加でコミュニティーに関わる重要決定を行い、住民自らの手で実施に移していったことに由来する。

※ワークショップ

本来は、工房や共同作業場を意味する言葉で、参加者が主体的に関わりながら、共同で結論をつくりあげる会議。各自の持つ情報を出し合ったり、一緒に調査をするなど、様々な作業を行いながら、アイデアを出し合い、議論して合意を形成する。ワークショップでは、誰もが、自由に対等に参加できるように、一般に次のような特徴を持っている。

○希望する人が誰でも参加できる。

○ゲーム感覚を取り入れることで、声の大きな人だけでなく、全ての人にとって意見が表明しやすくなる。

○参加者全員で結論を出す。

※パブリックコメント

行政機関などの意思決定過程において、広く国民や市民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。国においては、平成11年3月に「規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続」が閣議決定され、自治体でも同様の制度を導入するところが増えている。

※アダプト制度

市民や地元の企業等が「里親」となり、行政管理者と合意書を交わし、公園や道路、河川等の公共空間を「養子」とみなして、自発的に清掃・美化活動を行う制度。集まったごみの処理や里親のサポートを行政が行う。

【さがみはらパートナーシップ推進指針策定事業の概要】

1 懇談会

指針の検討にあたり、二つの懇談会が役割分担をして検討を進め、それぞれの懇談会が検討結果をまとめ市長へ提言した。

(1) パートナーシップ型まちづくり推進指針策定懇談会

- 検討項目 ①新しい市民参加型行政の推進
②地域コミュニティ活動の新たな展開
- 委員構成 ①学識経験者 3名
②公募委員 7名
③団体等関係者 4名 合計14名
- 検討状況 平成13年6月～平成14年12月 計12回開催
*別途起草委員会を5回開催
- 委員名簿

氏名	備考
荒井 アオイ	公募
岩佐 俊一	公募
牛山 久仁彦	学識経験者 (明治大学)
兼尾 照夫	団体推薦 (相模原ボランティア協会)
小堀 富二	団体推薦 (相模原市自治会連合会)
坂本 孝	団体推薦 (相模原商工会議所)
佐野 誠吉	公募
菅澤 宣夫	公募
玉川 雅美	公募
二階堂 ひさ子	学識経験者 (和泉短期大学)
野沢 正光	公募
橋本 毅	団体推薦 (さがみはら国際交流ラウンジ)
吉川 恵美	公募
吉田 民雄	学識経験者 (東海大学)

(2) 市民活動促進懇談会

- 検討項目 ①市民活動の促進
- 委員構成 ①学識経験者 1名
②公募委員 3名
③団体等関係者 6名 合計10名

検討状況 平成13年6月～平成14年5月 計11回開催

*別途作業委員会を9回開催

委員名簿

氏名	備考
牛山 久仁彦	学識経験者 (明治大学)
北村 真佐子	公募
伊藤 信吾	企業関係者 (相模原青年会議所)
井上 武	団体関係者 (田名ボランティアきずな)
大場 啓子	団体関係者 (ワーカーズ・コレクティブ・わか)
倉橋 満知子	団体関係者 (鳩川の自然を考える会)
椎野 紀子	団体関係者 (ういず)
鈴木 尊吉	公募
長谷場 和代	団体関係者 (NPO法人ワーカーズ・コレクティブ・ベル)
二ツ森千尋	公募

2 パートナーシップ型まちづくり推進モデル事業

提言の策定にあたり、平成13年度に懇談会と並行して3つのモデル事業が実施され、それぞれの成果や課題が懇談会の場で報告され議論された。

また、平成14年10月に、NPO法人に管理運営を委託する初めての施設として、「さがみはら市民活動サポートセンター」が開所した。

(1) ワークショップ手法の確立 (公園づくりワークショップ)

内 容 市内矢部2丁目にある街区公園 (村富公園) の再整備にあたり、地域住民参加型ワークショップにより、身近な公園として地域のニーズに合った特色ある公園の再整備計画を作成した。

開催状況 ワークショップ 5回 延べ参加者数 124名
運営委員会 12回 延べ参加者数 76名

(2) 課題の発見、人材育成の研究 (まちなみウォッチング)

内 容 良好な都市景観の形成にあたっては、担い手としての市民の理解と協力が必要であり、市民が景観を共有の財産として認識するきっかけとして、実際に橋本駅周辺を歩きながら、まちの資源を知り、親しみを感じる機会づくりを行うなど、市民との協働による関係づくりについて実践、検証を行った。

開催状況 ワークショップ 4回 延べ参加者数 25名

(3) NPO法人化支援方法の研究（障害者団体のNPO法人化支援）

内 容	NPO法人に関する基礎知識を整理するとともに、現在活動しているネットワーク型の団体（障害者地域作業所等連絡協議会）が、NPO法人を取得する場合の検討の方法やそこから洗い出される課題や必要な支援方策について研究した。		
開催状況	学習会	2回	延べ参加者数 63名
	ディベーター会議	6回	
	ディベート試合（報告会）	1回	参加者数 45名

(4) 市民活動サポートセンター

開 所	平成14年10月
設置場所	けやき会館3階（富士見6-6-23）
開館時間	午前9時～午後10時
運 営	特定非営利活動法人に委託 委託先は公開コンペ方式（3団体参加）により選考
機 能	情報の収集・提供、相談への対応、施設機能による市民活動の支援

3 幅広い市民意見の聴取

電子会議室の活用や懇談会主催のタウンミーティングの開催をとおして、より広範な市民の意見の反映に努めた。

(1) 電子会議室

開 設	平成13年8月
発 言 数	83件（登録者数 118人）

(2) タウンミーティング

開催日時	平成14年10月19日（土）
参 加	46名（うち 委員13名 事務局6名）
	*パートナーシップ型まちづくり推進指針策定懇談会主催

(3) パブリック・コメント手続

募集期間	平成15年2月1日～14日
発 言 数	9件（1名）

4 パートナーシップ型まちづくり推進指針の策定フロー

